

三番瀬自然環境調査事業について  
市川市塩浜護岸改修事業について  
三番瀬再生実現化推進事業について

検討結果（抜粋）

平成20年12月26日

三番瀬再生会議

## 目 次

1	はじめに . . . . .	1
2	検討結果（その1） . . . . .	2
	— 三番瀬自然環境調査事業について —	
3	検討結果（その2） . . . . .	7
	— 市川市塩浜護岸改修事業について —	
4	検討結果（その3） . . . . .	9
	— 三番瀬再生実現化推進事業について —	
	（参考）三番瀬評価委員会における検討状況 . . . . .	11

## 1 はじめに

三番瀬再生会議の所掌事務には、「実施事業の内容や環境影響についての検討状況等の報告を受け、意見を述べること」、「三番瀬の自然環境及び再生事業について評価すること」等がある。

平成20年6月13日開催の第24回再生会議において、平成19年度に県が実施した再生事業の内容について報告を受けた。

このうち、次の事業についての検討が必要であるとの結論に至った。

### ①三番瀬自然環境調査事業

- ・19年度自然環境調査の結果を踏まえた三番瀬全体の評価について

### ②市川市塩浜護岸改修事業

- ・21年度実施計画策定に向けたモニタリング手法についての意見
- ・砂つけ試験案についての評価

### ③三番瀬再生実現化推進事業

- ・試験案の実施による周辺環境への影響について
- ・モニタリングの手法についての意見
- ・実験方法についての助言

そこで、同日付で、会議設置要綱に基づき、三番瀬評価委員会に対し、専門的な視点からの検討を行うよう指示した。

その後、同委員会における検討を経て、その検討結果は、11月20日開催の第26回再生会議にて報告された。

本報告は、評価委員会からの報告をもとに、再生会議において、さらに検討を行い、今後の再生事業の実施に当たり配慮すべき事項、三番瀬の自然環境及び再生事業についての評価などをとりまとめたものである。

## 4 検討結果（その3）三番瀬再生実現化推進事業について

### （1）検討の視点

三番瀬再生実現化推進事業については、県から提示された干潟的環境（干出域等）形成に係る試験計画（案）（資料3-5を参照）について、以下の視点から検討を行った。

- ・試験案の実施による周辺環境への影響について
- ・試験実施に伴う環境モニタリングの手法について
- ・実験方法についての助言

### （2）検討結果

#### ア 試験案の実施による周辺環境への影響について

今回提案のあった試験案の規模では、三番瀬全体程度の空間規模から見ての影響は小さいものと考えられる。

#### イ 試験実施に伴う環境モニタリングの手法について

環境モニタリングについては、以下の事項に留意して実施することが望ましい。

##### （ア）試験計画案1・2（護岸生物試験）について

- ・モニタリングに当たっては、過去のデータやその事例をよく見てどういう生物がどのくらい入るのかを予測したうえで行うこと
- ・生物加入のモニタリングは、5年程度は考えておくこと

##### （イ）試験計画案3（砂移動試験）について

- ・モニタリング項目に、波浪調査を追加すること

##### （ウ）試験案全般に係る事項について

- ・何を知りたいのか、得られたデータを三番瀬再生のためにどう使うのか、そのための実験場所としてどのような条件の場がふさわしいのか、をあらかじめよく整理し、実験によりいつごろからどのようなことが起きるのかの事前予測シナリオ（例えば生物加入と定着のシナリオ）を作っておくこと。
- ・試験結果に影響した設定条件を計画書に明記すること
- ・結果予測等に必要な外部データを付記すること
- ・予測シナリオとのずれについて、原因を解析できるように、年変動に対しても考慮してモニタリングすること。
- ・予測とのずれが近隣でも起きているかどうかの対照地として、例えばふなばし海浜公園、養貝場等におけるデータも並行して収集し、試験箇所のデータと比較検討すること

## ウ 実験方法についての助言

(ア) 試験計画案1（塩浜2丁目完成護岸前面における生物試験）について

試験案で想定されている実施予定箇所では、塩浜護岸改修事業におけるモニタリング調査に影響を及ぼすものと考えられる。

そのため、試験の実施に当たっては、護岸改修事業の実施主体の了解を得たうえで、場所を決定すること。

(イ) 試験計画案2（市川市所有地前面における生物試験）について

試験案で想定されている実施予定箇所ですべて問題はない。

(ウ) 試験計画案3（砂移動試験）について

試験案で想定されている実施予定箇所のうち、市川海岸塩浜護岸改修事業の事業区域前面の箇所では、（ア）と同様に、護岸改修事業実施主体の了解を得たうえで、場所を決定すること。

この場所では、水深が浅いと砂移動が起き易く、水深が深いと起き難くなる。昨夏の状況について、護岸改修事業側の観測値もあることから、十分に参考にして砂移動機構の事前予測を試み、実験の目的に見合った適切な水深場を選定すること。

以 上

## (参考) 三番瀬評価委員会における検討状況

### (1) 第7回三番瀬評価委員会 平成20年7月25日(金)

- ・三番瀬再生会議からの指示を受け、検討を開始した。
- ・県から、検討指示対象である「三番瀬自然環境調査事業」、「市川市塩浜護岸改修事業」及び「三番瀬再生実現化推進事業」の概要についての説明を受けた。

### (2) 第8回三番瀬評価委員会 平成20年9月18日(木)

- ・三番瀬再生実現化推進事業について、県から、これまでの「三番瀬再生実現化試験計画等検討委員会」での検討状況についての説明を受けた。
- ・試験計画案の内容について検討し、いくつかの指摘事項があげられた。

### (3) 第9回三番瀬評価委員会 平成20年10月24日(金)

- ・市川市塩浜護岸改修事業に係る平成21年度モニタリング計画案について、県から説明を受けた。
- ・検討の結果、生物、鳥類及び波浪・流況調査については、留意すべき事項を指摘したうえで、計画案については承認された。
- ・三番瀬自然環境調査事業について、県から説明を受けた。
- ・検討の結果、19年度調査結果から三番瀬全体の自然環境について判断を下すことは現時点では難しいため、県は、調査結果のデータや、他の機関が実施した調査結果などのデータも収集し、22年度に実施予定の総合解析に向けた準備をしておくこととされた。

### (4) 第10回三番瀬評価委員会 平成20年11月11日(火)

各検討結果についての報告のとりまとめを行い、一部を追加・修正の上、三番瀬再生会議へ報告することとした。